



中津市監査委員告示第 13 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年4月23日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 千木良 孝 之

# 措置状況報告書

監査の名称：令和5年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 中津地区地域婦人団体連合会 外3団体</p> <p>[補助金等名] 中津市婦人活動支援事業補助金</p> <p>[所管部局・課] 社会教育課</p> <p>Ⅱ. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 旅費（宿泊料）については、中津市補助金事務ガイドラインでは、補助対象額は総務課人事係発行の「旅費の手引」に準じる経費に限るとされているが、団体に対し宿泊料の十分な説明を行っておらず、本来、補助対象ではない経費を補助対象としていた。 また、旅費（車賃）についても、団体に対し車賃の十分な説明を行っておらず、算出根拠が明確にされていない経費を補助対象としていた。 団体に対する事業説明資料がなく、口頭のみによる事業説明を行っているが、具体的な支給要件を記載した事業説明資料や旅費支給一覧表等の様式を早急に作成し、補助金事務ガイドライン等に沿った十分な支給要件等の説明及び適切な履行確認を行われたい。</p> <p>② 耶馬溪地区の「一人暮らし見守り活動」の高齢者等へのプレゼント代について、財政課行政経営改革係への事前協議を行わず、物品の配布を研修費として補助対象経費としていた。 補助金交付要綱や補助金事務ガイドラインに定められていない経費については、必ず行政経営改革係への事前協議を行い、適切な補助金執行事務を行われたい。</p>	<p>旅費（宿泊料及び車賃）につきましては、団体に対して事業説明資料がなく、口頭での説明だけで十分な説明ができていませんでした。 補助金事務ガイドライン等に準じていない経費につきましては、本来は補助対象外経費として返還を求めるところですが、市が団体に対して十分な説明を行っていなかったことが原因であることから、今回は返還を求めないことといたしました。 今後は、口頭だけではなく、具体的な支給要件を記載した事業説明資料（簡潔で団体側・所管課職員がすぐにわかる）等を作成したうえで、十分な周知徹底を行い、事業実施計画書受領の際に再度確認を行う等により、補助金事務ガイドライン等に沿った適切な補助金事務に努めて参ります。</p> <p>ご指摘のとおりです。本来は補助対象外経費として返還を求めるところですが、市が、行政経営改革係に未協議の経費を補助対象経費として認めていたことが原因であることから、今回は返還を求めないことといたしました。 今後は、補助金交付要綱や補助金事務ガイドラインに定められていない経費については、必ず行政経営改革係への事前協議を行い、適切な補助金執行事務に努めて参ります。</p>	